

小中学校の学教給食費無償化要件等について

白子町では、これまでの第3子以降学校給食費無償化に加え、さらなる子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小中学生を対象とした学校給食費の無償化を実施します。

【1】学校給食費無償化事業

これまで保護者が負担していた学校給食費を町が負担します。

- (1) 対象要件（以下①②③の全て満たしている場合）
 - ① 扶養している子が白子町立小中学校の学校給食の提供を受けている。
 - ② 保護者と無償化の対象となる子が、原則として白子町内に住所を有し、生計を一にしている。
 - ③ 生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない。
- (2) 対象期間
令和6年9月以降の学校給食費
- (3) 申請手続
不要（第3子以降学校給食費無償化については、これまでと同様に申請が必要です。）

【2】学校給食費給付事業

学校給食費無償化事業の対象とならない児童生徒の保護者を対象に給食費相当額を給付します。

- (1) 対象要件（次のいずれかに該当する場合）
 - ① 無償化対象者のうち、食物アレルギー等のやむを得ない事情により、代替えの弁当を持参している。
 - ② 白子町内に住所を有しているが、白子町立小中学校に学籍がない。
（例えば、特別支援学校・私立小中学校等に通学している場合で、かつ給食費の支援を受けていない。）
- (2) 対象期間
令和6年9月以降の学校給食費
- (3) 助成金額
主食、副食に係る給食費相当額。（白子町立小中学校の給食費を上限とする予定です。）
- (4) 申請手続
必要（保護者宛に申請書類を送付する予定です。）
- (5) 給付時期
当該年度の翌年の5月末までに申請書に記載の指定口座へ振り込みます。

【3】無償化の対象とならない方

次のような方は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 国や地方公共団体等から給食に関する補助や免除等を受けている方。
- ・ 白子町に住民登録があるが、実際には住んでいないお子さんの保護者。

※ 対象とならない方は、これまで通り毎月定額にて指定口座より、振替をさせていただきます。